

議案第8号

里庄町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

里庄町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年3月1日提出

里庄町長 加藤 泰久

(提案理由)

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）の改正に伴い、所要の改正を行う必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

令和6年3月 日公布
里庄町条例第 号

里庄町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

里庄町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年里庄町条例第21号）の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の1条を加える。

（安全計画の策定等）

第6条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。